

秋の本稼働に向け、 技能者・事業者の登録開始

一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業推進センター

「建設キャリアアップシステム」は、システムの運営主体である（一財）建設業振興基金において、昨年6月からシステムの設計・開発に着手し、今春から技能者・事業者のシステムへの登録を開始し、秋には現場情報の登録と技能者の就業履歴が蓄積できるよう、開発を並行して進めてきました。

既に、本年5月から郵送で技能者・事業者の申請受付を開始し、6月には、インターネットでの申請受付も始まり、受付窓口も東京での開設に続いて、関係者の皆様と調整・準備を進めながら、順次開設する運びとなっています。

秋の本稼働に向けて、本稿をご覧の方々からのお声かけによって、更に多くの皆様に登録いただきますよう、また、ホームページに掲載している申請書類の請求フォームや申請手引き、手続き方法をまとめたガイダンス動画等につきましても、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

1 技能者、事業者の登録はインターネット、郵送、窓口で

技能者、事業者の本システムへの登録は、①インターネット申請、②郵送申請、③窓口申請のいずれかの方法で申請いただけます。

インターネット申請は、ホームページから技能者、事業者の新規申請を選択し、申請IDの発行手続き後、メールでお知らせする申請IDと仮パスワードを使って登録手続きに進んでいただきます。

郵送、窓口での申請には専用の申請用紙が必要になりますが、建設キャリアアップシステムのホームページからお取り寄せいただけるほか、業界団体や受付窓口を通じて配布しております。

建設キャリアアップシステムには、技能者本人であることの確認、保有する資格や社会保険加入状況等を証明書類による確認の有無を含め登録します。システムの目的である、「技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたる建設業の担い手確保」に繋げるために、真正性の高い情報を蓄積することが求められます。

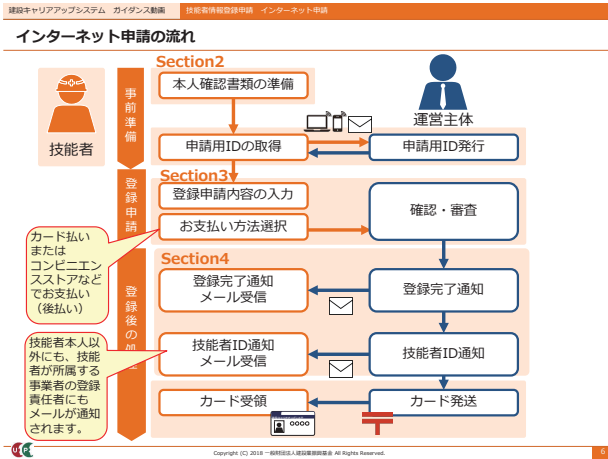
技能者は、本人確認に必要な書類（運転免許証等）の写しを提出、インターネット申請では顔写真や必要書類をJPEGデータに変換して登録いただき、当基金で申請内容を確認します。

登録・審査完了後、技能者IDを付与し、技能者の顔写真が印刷されたICカード（建設キャリアアップカード）を指定の住所に郵送します。運用当初は、通常のカードと登録基幹技能者を対象とした（ゴールド）カードの2種類になります。

事業者は、建設業許可通知書などの証明書類を添えて登録を申請します。インターネット申請では、建設業許可情報との連携機能により、簡略な入力を可能としています。審査完了後、事業者IDを付与し、メール（郵送）でお知らせします。

技能者の申請時に、所属事業者（事業者ID）を登録する必要から、事業者登録を先に済ませていただくようお願いします。

a. 技能者登録



b. 事業者登録

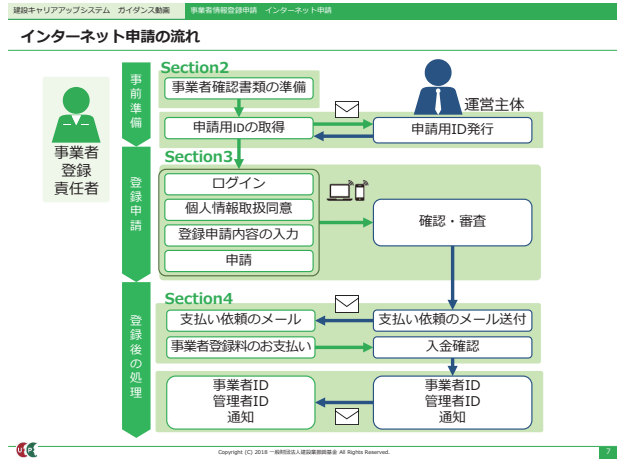


図1 インターネット申請の流れ

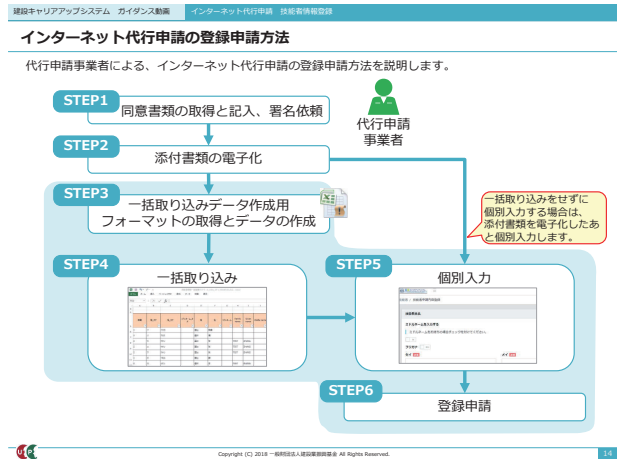
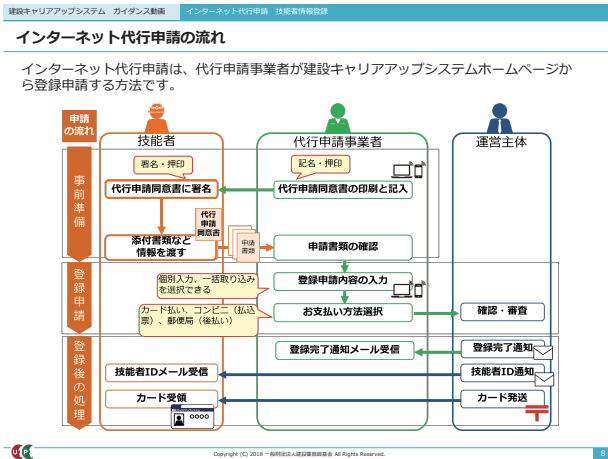


図2 インターネット「代行申請」の流れ

また、技能者、事業者の登録は、雇用事業主や上位企業による代行申請も可能です。代行申請には事業者IDが必要となりますので、まず事業者登録をしていただき、技能者本人から「代行申請同意書」により登録の同意を得ていただくことが必要になります。

雇用事業主の方々には、技能者の社会保険等の情報を適切に登録するために、代行申請を積極的にお願いしております。インターネット申請では、技能者情報の登録を補助するため、従業員名簿等のデータを一括して取り込める機能を提供しています。

技能者の登録料は、郵送、窓口申請の場合、事前に、申請書同封の専用振込用紙でコンビニエンスストアからお振込みをお願いします。郵便局でのお支払いをご希望の場合は、専用の振込用紙をお取り寄せください。

インターネット申請の場合、申請内容の入力後、お支払方法の選択画面から、クレジットカード決済のほか、コンビニエンスストア払い、ゆうちょ振替を選択された場合、ご指定の住所に専用払込票を送付いたします。お支払いの確認をもって登録手続きが完了になります。

技能者登録料は、インターネット申請の場合2,500円（1年当たり250円）、郵送・窓口申請は3,500円（1年当たり350円）で、負担いただくのは、新規登録と10年毎の更新時になります。

事業者は資本金に応じた登録料（5年更新）を負担いただきます。インターネット登録完了後、当基金において、資本金の確認と事業者登録料を算出し、メールで「システム登録料金額のご案内」をいたします。再度システムにログインし、お支払い方法をクレジットカード、払込票によるコンビニエンスストア、ゆうちょ振替から選択い

ただし、技能者登録と同様の手続きでお支払いを済ませていただくようお願いいたします。

なお、一人親方は事業者としても登録しますが、登録料は無料です。

普及を促進するため、本年9月30日まで、インターネットでの技能者登録料を2,000円に、事業者の管理ID利用料を無料に、また、10月から平成32年3月31日までは1ID分を無料とするなどの割引措置を行います。詳細はホームページの「ご登録手続き」をご確認ください。

2 今後の普及・活用促進に向けて

今秋から始まる就業履歴の蓄積に向け、開発作業に注力するとともに、本システムと連携する労務安全管理や入退場管理システムの認定、現場に設置するICカードリーダーの検証作業も進めて参ります。就業履歴の蓄積には、予め現場を登録し、ICカードリーダー等の仕組みを現場に設置していただく必要があり、事業者の方々の理解が欠かせません。

運用開始後1年で100万人の登録、開始後5年を目途にすべての技能者の登録を目指すことを運営協議会で確認しましたが、何より、このシステムが建設業に欠かせないインフラとして信頼され、技能者、事業者の方々に進んで登録していただくことが必要です。

また、この仕組みを活かして行政・業界が一体となって、システムの目的でもある技能者の処遇改善に向けて、様々な取組みを進めていくことも期待されます。人材の育成評価に係る横断的な仕組みができることは、優秀な人材にとって魅力ある産業であり続けるために重要なポイントとなります。

当財団は、このシステムが使い勝手もよい、関係者の方々に歓迎されるものとするために、開発と運用体制の構築、広報にも引き続き力を尽くして参ります。ホームページに掲載している、システムへの登録方法やQ&A、動画などの資料も順次拡充して参りますので、皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

※建設キャリアアップシステムホームページ

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>

3 Q&A 技能者・事業者の登録

Q1. 登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲について

A. 事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む、すべての建設工事業者を対象としています。

技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事するすべての技能者を対象としており、運用開始後1年で約100万人、開始後5年を目標に全技能者約330万人の登録を目指しています。

Q2. 技能者が登録する情報について

A. 技能者個人を特定する氏名、性別、生年月日、顔写真、現住所、電話番号等の連絡先等の情報のほか、技能に関連する職種、保有資格等の情報、また社会保険や建退共への加入に関する情報となります。更に、所属事業者、雇用形態、健康診断受診歴等の情報も含めて、技能者情報として登録していただきます。

Q3. 登録の申請方法について

A. 技能者、元請・下請事業者をシステムに登録する際には、下の3種類の中から申請方法を選択していただきます。

(1)インターネット (2)郵送 (3)窓口

また、Q9に示す代行申請ができる仕組みを用意します。

ただし、技能者登録の申請については、本人確認書類に顔写真がない場合は、本人の顔を確認する必要があるため、(3)の窓口申請に限定されます。

Q4. 技能者を雇用する事業者が登録する情報について

A. 商号、所在地、建設業許可番号、許可の有効期限、建設業の業種などの建設業許可情報や社会保険加入状況等を事業者情報として登録していただきます。なお、インターネット申請で

は、建設業許可番号の入力により許可情報が自動入力されるなど、手間を軽減する方向で開発を進めています。

Q5. 技能者が登録した情報はどのように使われるのか

A. 本システムでは、個人情報の利用目的の一つとして、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上に繋げることを掲げ、必要な範囲で、元請、上位下請事業者に対して情報を開示すること、当財団が認定する他の就業履歴システムと連携（共同利用）することを「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」として明示し、技能者情報登録時に本人の同意を確認します。

この同意により、登録された技能者情報は、技能者本人と所属事業者（雇用する事業者）に対して開示されるとともに、技能者が就業している現場の元請事業者と上位下請事業者に対して、その技能者が就業している期間について、開示されます。また、技能者本人と所属事業者の双方が同意すれば、同意した範囲の情報について、システムに登録した他の事業者に対して開示することもできます。

Q6. 技能者の登録にあたり、登録の内容を証明する書類は必要なのか。また、その場合は、どのような書類を提出すればよいのか

A. 技能者の氏名、生年月日、住所、顔写真等の本人確認のため、

- ・運転免許証や個人番号カード等の顔写真付きの証明書の写し
- ・住民票や健康保険証等の顔写真がない証明書の写しの場合は、氏名、生年月日及び住所が分かる組み合わせとなる2種類の証明書の写しの提出をしていただく予定であり、これらを提出していただいた場合は、技能者情報の閲覧画面において、該当する登録情報について証明書により確認した旨を表示する予定です。

また、本人が保有する資格の登録は、その資格証等の写しを提出していただいた場合は、技能者情報の閲覧画面において、保有する資格に

ついて資格証等により確認した旨を表示する予定です。

Q7. 技術者も技能者登録の対象となるのか

A. 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

Q8. 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

A. 一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。なおこの場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

Q9. 登録の申請手続きは本人しか行えないのか。技能者、事業者ともに登録の手続きを代行者がまとめて行うことは可能なのか

A. 技能者、事業者ともに情報登録について、本人等から委託された者が代行申請できる仕組みを用意します。なお、代行申請では、(1)、(2)を満たす必要があります。

(1) 代行申請を行う者（代行申請事業者）は、本システムに登録された事業者に限定されます。

(2) 代行申請を委託する者（技能者本人または事業者自身）から以下を明記した代行申請同意書により、同意を得ていることが必要です。

- ・代行申請事業者
- ・複数の事業者を経由する場合は、経由するすべての事業者
- ・代行申請を委託する者（技能者本人または事業者自身）の同意

特に技能者情報の登録においては、技能者本人への負担軽減のため、所属事業者によるフォローと合わせて代行申請の利用を呼びかけています。